

一般社団法人 誉定款

令和 2 年 6 月 2 3 日 作成

一般社団法人誉定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人誉と称する。

(目的)

第2条 当法人は、広く一般市民、特に障害児・障害者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、介護保険法に基づく各種事業を行うことにより、障害児・障害者、高齢者に対する支援及び保健、福祉の増進を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 2 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 3 児童福祉法に基づく児童発達支援事業
- 4 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業
- 5 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 6 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- 7 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 8 介護保険法に基づく施設サービス事業
- 9 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 10 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- 11 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 12 介護保険法に基づく指定介護予防及び日常生活支援総合事業
- 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- 15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- 17 高齢者及び障害者の炊事、洗濯、買物、外出、旅行、娯楽等の付添い、援助及び介護補助等の生活支援サービス事業
- 18 介護保険居宅介護住宅改修
- 19 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、熊本県合志市に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 会 員

(入会及び会員区分)

第 5 条 当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。

3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第 7 条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 社員総会

(社員総会の招集時期)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(社員総会の招集権者)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事の過半数の決定によってあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になり、理事全員に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権の数)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第15条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第16条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第4章 理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事は、3名以上とする。

(理事の制限)

第18条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
(理事の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第20条 理事のうち1名を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第21条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第22条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第23条 拠出された基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第24条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第26条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第27条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第 28 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第 29 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時役員)

第 30 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 中村 きよ子

設立時理事 平山 理恵

設立時理事 菊本 理美

設立時代表理事 中村 きよ子

(設立時社員)

第 31 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

熊本県合志市豊岡2000番地2461

設立時社員 中村 幸寿

熊本県菊池市隈府226番地

設立時社員 平山 理恵

熊本県菊池市亘116番地2

設立時社員 菊本 理美

(法令の準拠)

第 32 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人誉の設立のため、設立時社員中村幸寿、同平山理恵、同菊本理美の定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 2年 6月23日

設立時社員 中村 幸寿

設立時社員 平山 理恵

設立時社員 菊本 理美

定款作成代理人 行政書士 林 洋志